

# 出向及び休職組合員規定

## 第1条 (総則)

本規定は出向中及び休職中の組合員、国内外派遣規程に基づく派遣者（以下、出向組合員等）の権利義務に関する取扱いについて定める。

## 第2条 (対象者)

この規定の対象者は、出向組合員等とする。出向組合員等の範囲に関しては、大会で定める。

## 第3条 (所属)

出向組合員等の所属支部は下記の組合員を除き、原則として本社支部とする。

1. 業務外の負傷・疾病による休職者及び育児休暇、介護休暇中の組合員については、休職前に所属した支部に引き続き所属するものとする。

## 第4条 (支部大会への出席、決議参加)

出向組合員等に限り、以下の取扱いとする。

1. 出向組合員等が支部大会に出席できない場合、書面で自らの意志を表示した意見書、又は対象者以外の支部組合員に決議権を委任することを表示した委任状を大会前日までに議長宛に提出しなければならない。提出がなかった場合には組合規約第9条4項の権利を放棄したものとみなす。
2. 出席の義務については、意見書又は委任状の提出をもって出席したものとみなす。

## 第5条 (選挙権)

規約によって行う選挙権に関しては、選挙管理委員会が直接投票が困難と認められる出向組合員等に限り、郵送による投票を認める。

## 第6条 (組合費の納入義務について)

出向組合員等の組合費納入に関しては、大会で定める。

(H13.8 改定) (H15.9 改定)